

## 地震保険制度等研究会における議論のとりまとめ

地震保険制度等研究会においては、地震保険に関する課題について討議を行っており、平成 31 年 4 月～令和元年 6 月において討議した結果について以下のとおりとりまとめた。本とりまとめに示された方向性を踏まえ、当局及び関係者において、適切な対応が行われることを望みたい。

### 1. 民間危険準備金残高の回復

地震保険制度は、民間の負担力を超えるところを国が再保険し、官民が保険責任を分担する形（超過損害額再保険方式）になっており、比較的小規模な地震は民間が保険責任を担い、大地震については官民で保険責任を折半、巨大地震については国が大部分の保険責任を担う仕組みとなっている。

こうした保険責任に応じた将来の保険金支払に備え、官民それぞれにおいて準備金を積み立てており、東日本大震災直前においては、国の責任準備金残高は約 1.3 兆円、民間の危険準備金残高は約 1 兆円となっていた。しかし、平成 23 年の東日本大震災で多額の保険金支払を行った後、平成 28 年の熊本地震、平成 30 年の大阪府北部を震源とする地震等において、民間が保険責任を担う部分からの保険金支払が相次いだため、平成 29 年度末時点での国の責任準備金残高が約 1.5 兆円と東日本大震災以前よりも増加している一方で、民間の危険準備金残高は平成 30 年度末時点で約 2,300 億円に減少することが見込まれている。

地震保険料は、官民保険責任割合に基づき、国と民間に配分されているが、この官民保険責任割合は、保険数理に基づき、民間の危険準備金残高や地震調査研究推進本部の確率論的地震動予測地図で想定される現時点の契約状況における予想保険金支払額を用いて算出されている。官民保険責任割合は、東日本大震災前は官民で約 5 : 5 の負担割合となっていたが、上述の通り、昨今の規模の大きな地震の発生に伴い、民間の危険準備金残高が激減したことから、令和元年度予算における官民保険責任割合は、官民で約 8 : 2 になっている。

民間が保険責任を担う部分からの保険金支払の増加が、民間危険準備金の大幅な減少を招き、その結果、民間への保険料配分が減少、更に民間危険準備金残高が減少する、といった状況<sup>1</sup>が生まれており、このまま推移すると近い将来、民間が保険責任を担う領域がほぼなくなり、地震保険は実質的に国営保険となってしまう可能性が高い。これは、一次的な保険責任を民間が負い、その負担力を超えるところを国が再保険す

---

<sup>1</sup> こうした状況が生じる可能性については、「地震保険制度に関するプロジェクトチーム」報告書（平成 24 年 11 月）において「悪循環」として指摘されていたところ。

るといふ、地震保険制度が本来予定していた形とは大きく乖離するものである。地震保険制度が本来あるべき姿にて安定的に運営されていくためには、例えば一時的に官民保険責任割合に基づく保険料配分の考え方を変更して保険料を民間に多く配分する等により、早期に民間危険準備金残高の回復を図ることが重要であり、東日本大震災以降、比較的地震保険金の支払いが多額となる地震が増加していることに鑑み、喫緊の課題として早急に取り組むべきである。

具体的にどのような民間危険準備金残高の回復措置をとるかについては、その実現可能性等をさらに精査する必要はあるが、例えば、以下のような方法が考えられる。

- ・ 保険料の配分については、官民保険責任割合に基づく配分方法に代えて、一定期間（10年程度）、これまでの官民の保険金支出割合を基礎とする比率<sup>2</sup>等を用いて配分する（特例配分）。
- ・ 一定期間、特例配分を実施することで、民間危険準備金残高は、東日本大震災直前の水準（約1兆円）に回復することが見込まれる<sup>3</sup>。これにより民間危険準備金残高が1兆円程度になると、官民保険責任割合に基づき配分される民間保険料の収入<sup>4</sup>が、平均的に支出される保険金支払額を上回ることも予想されるため、民間危険準備金が自律的に積み上がっていくことも期待できる。
- ・ 長期的な収支相償の観点から、特例配分を実施した後の保険料収入については、国に多めに配分する再調整を行うが、ただし、その方法については、民間危険準備金残高の維持への配慮のほか、再調整を実施する期間等の面でも現実的なものとなるよう工夫する。

なお、特例配分は対症療法に過ぎず、本質的な解決につながらないので、耐震技術の活用等リスク配分をより適切に行うことも含めて総合的に考えていくべきではないかとの意見があった。こうした意見も踏まえ、今後、保険料率のあり方や官民の負担割合の考え方について、さらに検討を進めていく必要がある。

## 2. 損害査定方法等の改善

地震保険の損害査定方法については、『『地震保険制度に関するプロジェクトチーム』フォローアップ会合の議論のとりまとめ』（平成27年6月）（以下、「フォローアップ会合の議論のとりまとめ」）において、大震災発生時の損害査定を迅速化させるため

---

<sup>2</sup> 過去の実績における官民の保険金支出割合は、概ね官民で1：2。

<sup>3</sup> 他方、国の責任準備金残高は、政府支払上限額には不足しているものの、過去の1回の地震にかかる保険金支払額の最高額（約1.3兆円）を超えて安定的に積み上がっており、特例配分実施後の残高は2兆円程度になるものと見込まれる。

<sup>4</sup> 民間危険準備金残高が約1兆円の場合に、官民保険責任割合は概ね官民で2：1となり、民間に配分される保険料の年額は約800億円になると想定される。

に、「自己申告方式の拡大」、「モバイル端末による調査」及び「電話ヒアリングの活用」の実施並びに「立会調査の業界共同取組」の検討が損害保険業界に対して要請されていた。

それに対し、今般、損害保険業界より、

- ・「自己申告方式の拡大」については、木造・鉄筋コンクリート造・鉄骨造建物及び家財に関し、大半損までの損害認定を可能とするなど、対応を完了
- ・「モバイル端末による調査」については、モバイル端末によって地震保険損害調査書を作成する「地震アプリ」を開発し、大阪府北部を震源とする地震に関する査定でも実際に使用
- ・「電話ヒアリングの活用」については、写真等の証跡の必要性を確認したことから自己申告方式への統合を視野に継続検討中
- ・「立会調査の業界共同取組」についても効果的に実施できる方法を継続検討中との対応状況の説明があった。

損害査定の迅速化については、今後発生する可能性のある首都直下地震等の巨大地震に際して非常に重要であることから、損害保険業界においては、継続検討中とした方策について検討を進めるとともに、引き続き、新しい技術や手法の活用を含めた更なる迅速化に向けた検討を行っていくことが望ましい。

### 3. 損害区分の変更に係る検証

フォローアップ会合の議論のとりまとめにおける「損害査定の迅速性を確保しつつ、より損害の実態に照らした損害区分とすることが望ましい」との整理を受けて、平成29年1月以降の契約から、それまで「全損」「半損」「一部損」の3区分であった損害区分について、「半損」を分割し「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の4区分へと変更されている。

こうした中、平成30年6月に発生した大阪府北部を震源とする地震は、4区分の契約者についての被害が一定数見られたことから、損害保険業界において、それぞれの損害区分の状況を調査したところ、大半損の件数に比して小半損の件数が多かったとの報告があった。

ただし、地震ごとに損害の傾向には差異があると考えられることから、今後も損害保険業界においては、損害状況の分析やデータの収集を進め、損害区分の変更に伴う影響を検証し、今後の制度の検討に繋げていくことを期待したい<sup>5</sup>。

---

<sup>5</sup> 委員からは、今後は建物と家財の料率を異なるものとすることも検討の余地があるのではないかと意見があった。